

「空き家情報バンク」への登録時に必要な証明書について

※物件登録には、下記の1～3 いずれかの証明書が必要です。

1. 固定資産税証明書
2. 課税明細書(毎年5月に長門市から届く固定資産税納税通知書に同封されています。)
3. 登記事項証明書

■お手元に1～3のいずれかの証明書がある場合
証明書のコピーを登録申込書類に同封してください。

■お手元に証明書がない場合
固定資産税証明書、名寄帳の取得をおすすめしています。
長門市ホームページより証明書の申請書を取得できます。
※証明書の取得には手数料がかかります。

長門市ホームページ⇒キーワード検索⇒市税の証明と手数料

⇒郵送で請求する場合 を選択



長門市ホームページ
(こちらから申請可能)

「税務諸証明交付申請書(郵便請求用)」をダウンロードしてご使用ください。

申請書のダウンロードが難しい方は
長門市役所 税務課 固定資産税班：0837-23-1125
まで、お問合せください。

申請については記入上の注意をご覧ください、必要な証明については固定資産税関係 名寄帳 をお選び下さい。単独名義の場合は1件ですが、それ以外の場合はお問合せ下さい。

※「空き家活用事業登録申込書」は必ず証明書のコピーと一緒に お送り下さい。
よろしくお願いいたします。